○右 ○右 台右

同 同

同

七 六 \equiv

同同同

: : :

同 同

号外第五 十 号

令和· 札六年 八月七日 (水曜日

支地

援域

企 課業

公

告

目

次

告

公

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項にお 第六条第二項の規定による大規 いて準用する同法第五条第三

令和六年八月七日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事

宮

下

宗

郎

四

届出年月

日

和六年三月

日

0 縦覧 大規模小売店舗の名称及び所在 地

シンフォニープラザ沼館

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 市沼館四丁目一の一一一 外

Ŧi. 1 届出書及び添付書類 場所

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す置設舗小大 るにのの売規 事関配施店模 区 項す法運施店模 間でうばい施荷 帯きこきで るとを荷にば 時が行さおき 及設の廃 びの保棄 容位管物 量置施等 積置施荷 及設さ びのば 分 面位き 荷さばき施設① 年前六時から午後八時 手前六時から午後九時 手前六時から午後九時 手前六時から午後九時 変 更 前 八時 八時 変 更 書添: 1 後 ル ル ル 六令 ・和 三 年変 月月 日更

三 変更しようとする事項

東京都千代田区丸の内一丁目五 代表取締役 久井大樹 0

三菱HCキャピタル株式会社

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2

令和六年八月七日から同年十二月九日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

提出先 令和六年十二月九日

2

3 記載事項 青森県経済産業部地域企業支援課

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年八月七日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 宮 下

大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一一一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

久井大樹

変更しようとする事項

項す置設舗小大 るにのの売規 事関配施店模	区
収位駐 容置車 台及場 数びの	分
駐車場	変
九六六台	更
台	前
駐車場	変
六七〇台	更
台	後
七 令 三 二 二	年変 月 日更

四 届出年月日

令和六年七月十一日

Ŧī. 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和六年八月七日から同年十二月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

1

る。

宗

郎

提出期限 令和六年十二月九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

代表者の氏名

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更 2

ニュータウン商事株式会社

代表取締役 相馬敏行青森市緑三丁目九の二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表理事 相馬敏行	青森市緑三丁目九の二 1 協同組合サンロード青森	二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	青森市緑三丁目九の二	サンロード青森		青森県知事 宮 下 宗 一郎	令和六年八月七日	より次のとおり公告する。	があったので、同条第三項に	大規模小売吉舗立地法(平戎十年去津第九十一号)第六条第一項の規定による大規一	大規模小売店舗の変更の届出	意見書は、日本語により記載すること。	4 言語語	三 意見及びその理由	□ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称	○ 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	3 記載事項
株式会社キャ	八戸市卸セン	はないないような	東京都板橋屋	株式会社タ	の一二階谷田	代表取締役	青森市南州	代表取締役	[] 0	兵庫県神戸古	大大 大大 大大 大大 大大 大大 大大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	青森市長島一成田元秀	青瀬丁乙田コ	對馬忠雄	青瀬市橋本	代表取締役	朱弋乡土工

八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗 株式会社水晶堂	青森市新町二丁目二の七 代表取締役 田中晃 有限会社リケン洋食器店	青森市新町一丁目一一の一七代表取締役 羽田和弘 株式会社キクヤメガネ	八戸市卸センター一丁目九の一代表取締役 橋本博文株式会社橋文	東京都板橋区板橋三丁目九の七代表取締役(大森尚昭株式会社タカキュー	株式会社ファイブフォックス を を を を を を と 日 を と 日 と 日 と 日 ー 三 の ー 二 の ー 二 の ー 二 の ー こ り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り と り	青森市南佃一丁目一八の一五代表取締役 阿部淳之輔株式会社翁屋	日八の一 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 代表取締役 内山誠一 大水 会社アルカスインターナショ	青森市長島二丁目一〇の六成田元秀	青森市本町五丁目一の一七對馬忠雄	青森市橋本三丁目四の一五 代表取締役 前田秀夫 株式会社丸啓
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	の一二 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三 代表取締役 風間隆行 の一二	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
					三 令 :和 : 一					

青森市緑三丁目九の二鳥潟務	一四 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の 代表取締役 木山剛史 株式会社東京デリカ	青森市橋本三丁目四の一三代表取締役(佐々木良二株式会社マインドゲームス	滋賀県湖南市中央二丁目九二代表取締役 中澤道盛株式会社ナカザワ	秋田県秋田市山王三丁目三の九代表取締役 盛田良紀株式会社モリタ	青森市緑三丁目九の二代表取締役 相馬敏行	青森市奥野一丁目二の一八代表取締役 平野佳奈子合同会社神句楽	群馬県沼田市薄根町四四七〇の一代表取締役 平井秀明株式会社サンポウ	青森市柳川二丁目四の一九代表取締役 岡島祐史有限会社沖館薬局	青森市大字鶴ケ坂字田川四八の一代表取締役 棟方光栄株式会社コーエイ	青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 福田則人 株式会社成田本店	東京都品川区上大崎三丁目一の一代表取締役 渡辺裕明 と 渡辺裕明 と まま おります まま おります まま おいま きょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

青森市新町二丁目五の五 変株式会社カネモト 変	宮代株	青森市堤町二丁目二三の六代表取締役 足立弘長 変株式会社神戸屋呉服店	六東代ク	の一 変知県名古屋市西区城西一丁目三 変代表取締役 山田太郎 水式会社ヤマダヤ	の東代株	(四○三号) 北海道函館市中道二丁目三七の三 代表取締役 佐藤徹 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 東代表取締役 丸山雅史 代会社 会工ステールホールディングス株式 ニ	青森市桜川九丁目一二の二〇 変エム・ワイ有限会社	東京都豊島区池袋二丁目四三の一代表取締役の鈴木貴久変れる会社タフリュ・アイ・システ
変更なし	宮城県栗原市一迫字三嶋一七の一代表取締役 小野寺弘株式会社ito	変更なし	六 東京都品川区東品川四丁目一二の 代表取締役 堀内一夫 クールカレアン株式会社	変更なし	の九 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目一九 代表取締役 坪内良夫 株式会社ジャミン	'	東京都中央区銀座一丁目一九の七代表取締役 丸山雅史会社 エステールホールディングス株式エステールホールディングス株式	変更なし	変更なし
	· 令 · 和 三 二		五令 二和 三 三		五	五 和 九·三 0	五令 ・和 空 i		

弘前市南大町一丁目七の一糸魚川幸相	青森市大字細越字栄山三一〇の三代表取締役 太田昌世株式会社ラ・クレール	青森市緑三丁目九の二 代表取締役 髙橋耕大 株式会社ティーループ	ウンドコープビル七階 東京都中野区新井二丁目一の一ラ 代表取締役 遠山直樹 有限会社ワーカホリック	埼玉県上尾市宮本町四の二代表取締役 安野清株式会社ベルーナ	の三 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 代表取締役 桑島光雄 乙AKANAKA株式会社	福島県郡山市朝日三丁目七の三五代表取締役 諸橋友良ゼビオ株式会社	青森市本町二丁目七の一八和田美紀子	四の一四 四の一四の一四の一四 条書行東一丁目 代表取締役 矢野靖二 株式会社大創産業	の三 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六宮城県仙台市太白区柳生一丁目六代表取締役 寺崎公彦	青森市第二問屋町一丁目五の一五代表取締役 加川雄飛ション リカー カーボルー 水式会社フレックスコーポレー
変更なし	変更なし	変更なし		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	の三 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六宮城県仙台市太白区柳生一丁目六代表取締役 堀田政和株式会社アメリカ屋	変更なし
			☆和 三・10						五令 ·和 四· 七	

		戸市下長ニュ
	変更なし	代表取締役(松坂和治)
	変更なし	東京都中央区新富一丁目九の六代表取締役(佐瀬守男株式会社ホットランド
	変更なし	二 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の 株式会社グリーンハウスフーズ
	変更なし	の一年の一年の一年の一年である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_五 令和 ・ ・ ・ ・ ・ : 三	青森市松原三丁目九の一八代表取締役 山崎功造 小時功造 はいりし	
	変更なし	東京都江東区豊洲三丁目二の二四代表取締役、柴崎秀紀maテレコム株式会社
	変更なし	○ 大阪市中央区南新町一丁目三の一 代表取締役 佐々木勉 株式会社フェイス
	変更なし	の四四 株式会社明石スクールユニフォー は東東市児島田の口一丁目三 の四四 の四四
	変更なし	松二七の一株式会社ハニーズホールディング
	変更なし	福島県須賀川市南町一三〇株式会社ブービープランニング

兀

届出年月日

五. 届出書の縦覧 令和六年六月六日

1

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

3

時間 令和六年八月七日から同年十二月九日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

る。 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

提出先 令和六年十二月九日

2

3 記載事項

青

青森県経済産業部地域企業支援課

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 $(\overline{\underline{}})$ 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年八月七日

青森県知事 宮 下 宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ弘前店

弘前市大字高田五丁目

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 梅田圭 京都千代田区丸の内一丁目三の 東京都千代田区丸の内一丁目三の	変更前
代表取締役 笹田 東京都千代田区丸 東京都手代田区丸	変
田賢一 田賢一 田賢一 田賢一 田野一 田野一 田田野一 田田町一 田田町 田田田 田田 田田 田田 田田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田	後
六令 ·和 哈 一	年変 月 日更

届出年月日

令和六年六月二十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年八月七日から同年十二月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

Ŧī. 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。 提出期限

1

2 提出先

令和六年十二月九日

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- □ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 □ 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所 □
- 三 意見及びその理由

THE STATE OF

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

令和六年八月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 高田雅史

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

代表取締役 中嶋築人の一年県千葉市美浜区中瀬一丁目五株式会社メガスポーツ	代表取締役 辻雅信 一	変更前
代表取締役 三浦隆司 代表取締役 三浦隆司 大葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五株式会社メガスポーツ	変更なし	変更後
六令 · 和 四· 一		年変 月 日更

代表取締役 木下尚久 東京都中央区新川一丁目二三の五株式会社ジーフット	代表取締役 長島希吉 町二の一 下三の一	代表取締役 橋本博文 八戸市卸センター一丁目九の一 株式会社橋文	代表取締役 山田太郎 ペポープ目三 愛知県名古屋市西区城西一丁目三 株式会社ヤマダヤ	代表取締役 楡金洋二 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 大阪市大阪市中央区玉造二丁目八	代表取締役 上田稔夫 水式会社ファイブフォックス	代表取締役 三浦了 上北郡おいらせ町上明堂一〇五の 有限会社みますや	代表取締役 小泉輝美 工心 北郡おいらせ町木ノ下南二の五 株式会社パセリー菜	代表取締役 矢野靖二四の一四	代表取締役金入健雄代表収締役金入健雄の一二十八戸市卸センター二丁目四の一二株式会社金入
代表取締役 木下尚久 東京都中央区新川一丁目一四の一株式会社ジーフット	変更なし	変更なし	変更なし	代表取締役 高浦隆彦 の三 の三 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 丸高衣料株式会社	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
デヤヤ ディス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ				<u></u> 二令 ・和 ・ 一					

代表取締役 福井正弘 一代表取締役 福井正弘 一三名駅錦橋ビル六階 一型の一三名駅錦橋ビル六階 一型の一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	代表取締役 月舘嵩 八戸市湊町本町四三 有限会社ツキウ時計店	代表取締役 小野寺太朗 八戸市小中野五丁目一の二五 株式会社水晶堂	代表取締役 木村雅行 上北郡おいらせ町上明堂九三の二株式会社市川屋	代表取締役 大森尚昭 東京都板橋区板橋三丁目九の七 株式会社タカキュー	代表取締役 三宅英木 水式会社コックス ボス かんしゅう アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル アンドル	代表取締役 十和田市東二十四番町一八の六 有限会社北上青果	代表取締役 大竹正美十和田市東一番町七の二八株式会社大竹菓子舗	代表取締役 丸山雅史 京都渋谷区神宮前四丁目二六の 東京都渋谷区神宮前四丁目二六の エステールホールディングス株式	代表取締役 盛田明 八戸市大字三日町一四の一 株式会社盛田
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	代表取締役 丸山雅史東京都中央区銀座一丁目一九の七会社 ユステールホールディングス株式	変更なし
								_五 ・ 介・ 九・ 九・ 元	

代表取締役 向井正太郎	代表取締役 濱田一康 丁目 下間 水海道札幌市中央区南二条西二五 株式会社アルファベットパステル	代表取締役 小林敬一東京都中野区中央五丁目七の一株式会社友和	代表取締役 藤原祐介 一	代表取締役 白川篤典 九〇一 九〇十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	代表取締役 西川信一東京都港区北青山三丁目五の一〇東京都港区北青山三丁目五の一〇	代表取締役 内山誠一目八の一市中央区港島中町六丁兵庫県神戸市中央区港島中町六丁株式会社スタイルフォース	代表取締役 田篤史東京都中央区銀座一丁目一六の一株式会社ハピネス・アンド・ディ	代表取締役 嶺脇育夫四 東京都渋谷区神南一丁目二二の一タワーレコード株式会社	代表取締役 福田三千男 東京都渋谷区渋谷二丁目二一の一 株式会社アダストリア
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし		変更なし	I	変更なし
						六 令 1 一 一		六 令 1 一 八	

代表取締役 川西啓介 一点都府京都市南区吉祥院中島町二 株式会社ワコール	代表取締役 小畑賢の三 小畑賢大館市清水四丁目七一の一 有限会社シーガルディレクション	代表取締役 川部将士 岡山県岡山市北区幸町二の八ショナル ショナル	代表取締役 藤本亮吉 尾ビル三階 展ビル三階 本亮三の一深 株式会社中央コンタクト	代表取締役 佐藤義昭 一二七 上北郡おいらせ町神明前一四三の 株式会社DCグローバル	代表取締役 垣吉裕司の三 東京都中央区日本橋室町二丁目四東京都中央区日本橋室町二丁目四株式会社パリミキ	代表取締役 青木大輔福島県郡山市八山田五丁目四〇五株式会社青木商店	代表取締役 大村禎史 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 株式会社西松屋チェーン	代表取締役 井元憲生二の一七 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目株式会社バリュープランニング	代表取締役 尾田信夫八東京都世田谷区代田二丁目三一の株式会社キャメル珈琲
	変更なし	変更なし	変更なし	代表取締役 佐藤久美子八戸市南白山台三丁目一の一五有限会社ブラックワン企画	変更なし	変更なし	代表取締役 大村浩一 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一株式会社西松屋チェーン	変更なし	変更なし
· 令 一 三 三				六 令 · 和 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			三令和 八三		

	変更なし	代表取締役 齊藤浄一 東京都町田市原町田六丁目二七の 東京都町田市原町田六丁目二七の
	変更なし	青森市大字石江字江渡二六の二外川祐次
六・ 一・三 1		上北郡おいらせ町馳下り九鈴木基雄
五令 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	代表取締役 柏村昌弘二の二福岡県福岡市東区多の津一丁目一株式会社青森トライアル	代表取締役 佐藤浩三 松式会社佐藤長
	変更なし	代表取締役・安野清・大芸県上尾市宮本町四の二・大芸県上尾市宮本町四の二・
	変更なし	代表取締役 齋藤啓一福島県会津若松市インター西三一株式会社パティズ
	変更なし	代表取締役 陳必正
	変更なし	代表取締役 仁科大史 二九 一月
_五 令 :_和 :_: :_:	代表取締役 田中亮 四 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 株式会社ジンズ	代表取締役 田中仁 四 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 株式会社ジンズ
	変更なし	代表取締役 家髙利康東京都港区南青山四丁目二〇の一株式会社ANAP
· · · · · · ·	代表取締役 宮﨑緑東京都港区南麻布二丁目七の一東京都港区南麻布二丁目七の一	代表取締役 宮崎緑東京都港区南麻布二丁目七の一株式会社ディーエイチシー

一件の福林	代表表ン株	代山株	代山林	代表取締役 吉田健一郎 丁目三五の一 丁相三五の一 本奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三 森林式会社コカ	代表取締役 堀内一夫 一本品川シーサイドキャナルタワー 東京都品川区東品川四丁目一二の東京都品川区下とのでは、	代表取締役 角野宏明高越マンション二階東京都目黒区鷹番二丁目一〇の二 変株式会社ジュビリー	代表取締役 安曇祥二 の四 の四 安曇祥二 変 宮城県仙台市若林区卸町二丁目八 変 マルホン株式会社	代表取締役 高橋哲也 丁目五の一一 北海道札幌市東区北三三条東一〇 変株式会社Calinet	代表取締役 栗城幸一
代表取締役 本田明志の一 福島県福島市仁井田字谷地北四一株式会社明翔	代表取締役 井上隆太六の一大阪市大阪市中央区道修町三丁目ングス 株式会社パルグループホールディ	R表取締役 佐藤宏樹 田形県米沢市中田町五一四の一 杯式会社TOP END TOP	代表取締役 柚木治	変更なし		変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
"	"	"	六 令 ・和 三 三		六				

四 届出年月日

五. 届出書の縦覧 令和六年六月二六日

1

場所 青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和六年八月七日から同年十二月九日まで

3

時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

六

意見書の提出 ただし、おいらせ町役場にあっては、その執務時間内とする。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

提出期限

令和六年十二月九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 一 県号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚ニ付十八円九十銭